

# ヨーロッパにおける社会的企業

——その基本的考え方——

三輪 昭子

## はじめに

社会的企業について日本では未知数な部分が多い。そう考えるのは、日本では明確な概念定義がないからだ。しかしながら、その言葉が使用され、その存在の必要が強く語られる。それにも関わらず、明確な概念がないために社会的企業を育てるだけの素地ができあがらないように思われるのだ。

先日、珍しく気になったコラム<sup>(1)</sup>があった。それは、ヨーロッパ社会だけでなく、キリスト教世界に広く影響を与える新ローマ法王、フランシスコ法王のエピソードだった。

「法王は繰り返し、世界経済の現状を批判している。人が使い捨て商品のように扱われている。いまや何かを命じるのは、人ではなくカネだ。市場と投機の自由を絶対視する考えが、貧富の拡大をもたらしているのだ。」

キリスト教徒でない私たち日本人の多くも、現在の経済社会の在り方に憂え、元気のある経済社会での生活を渴望している。そのために何ができるのか。政府の経済政策の実施と効果を待つのか。私たち市民レベルでできることは、あるのか、ないのか。そのような想いの中での実践に、NPOやNGOといったような非営利組織での活動をこれまで見出してきた。また、その延長線上に社会的企業という回答を見出すこともできると思われる。

本研究ノートはふたつの大きな目的を持っている。ひとつは、社会的企業についての概念を再整理することである。これまで社会的企業について

---

(1) 『中日新聞』(2013)「中日春秋」(7月27日)。

定義や概念付けに、私個人がとらわれ過ぎてきた感をもっていた。しかしながら、同様な想いを持った研究者たちに出会い、彼らが『闘う社会的企業』を上梓しただけでなく、ヨーロッパの中心的な論客のジャン・ルイ・ラヴィル氏の来日講演を聴講する機会を得、またその著書『連帯経済』を得ることができたことによって、その議論の趨勢を欧州、殊にEU(ヨーロッパ連合)を中心に整理するのが適当であると考えた。さらに、これまでの調査の蓄積が比較的多いイギリスの事例を「社会的排除」と「社会的包摂」の文脈で比較材料とすることにした。

グローバル社会である今日、様々な地域でなされている研究、概念付け、枠組み作りは参照化され、地域による多少の違いはあるにせよ世界標準とでもいうような社会的企業の基準なり、性格・特徴なりを作っていくに違いない。すでに欧州での試みが隣国である韓国での法制化の実現に力を貸している。日本では法制化には至っていないが、これまでのさまざまな社会システムを創り上げるプロセスの中でかつては中国から、明治期以降は特に欧米の制度を調査・研究し、アイデアを練り上げるという試みをしてきているからだ。

ふたつめは、社会の現実についての現状を知ることである。社会的企業を考える一つの原動力には「社会的排除」という現実的な課題がある。それに対応する一つの取り組みが、すなわち課題解決の回答のひとつが「社会的企業」であるので、この動向は社会的企業の概念付けを補完するばかりでなく、社会的企業への課題解決のプロセスを広く伝え、社会的な広がりをもたせることができる。そこには、社会の現実を良い方向に変えていける社会変革の要素が強くあるのだ。ひいては、好ましい社会の在り方を考えることにつながり、やがては特殊な人たちだけのものではなく、誰にでもつながる皆の生きる道となっていく力となると考えるからだ。

## I 社会的企業の概念

「社会的企業」という言葉に出会ってからというもの、筆者はその意味するところを探索する努力を地域別に試みてきた。その後、有効な概念定義になるもので、日本の国内事情に即したものは見当たらなかった。最初

に耳にした「日本で社会的企業という、ほとんどがNPO法人のことである」ということを参考にしながらの私個人の研究の歩みは遅々として進まなかったが、その動きが日本社会のひとつの在りようを示しているように感じた。

日本では、社会的企業という言葉は新聞紙上のコラム<sup>(2)</sup>や、経産省の用語の使い方を見ると一定していない。どちらかというと、ソーシャルビジネスという用語が一人歩きをしてビジネスという部分に重きを持たせているような印象さえ受ける<sup>(3)</sup>。

もちろん、ビジネス的な部分は重要であろう。しかし、それを超える何かがあるはずだ。そのことについては、社会的企業の成り立ちを知ること、その何かをつかむことができると考える。このことについては、後述したい。

## 1 社会的企業と協同組合

### 社会的企業の起源

「社会的企業は、地方のコミュニティのニーズおよび他の特別なニーズに根ざした社会的目的を、シティズンシップを基礎にして達成するために、財およびサービスの生産と供給を継続的に遂行する市民事業体である。社会的企業の事業活動と経営は、それに自発的に参加する人たちの意思決定によるステークホルダー型の民主的管理に基づいて実践され、またその事

---

(2) たとえば、「世の中の課題に取り組む 社会的企業どう育てる」(中日新聞、2010年12月3日朝刊、境田未緒)では、読者のために簡単な意味が示されている。そこでは、「環境問題や貧困、過疎などの社会的課題の解決に取り組む『社会的企業。』」と説明され、具体的な事例として「こうじばら山の家」や「コミュニティ・ユース・バンク momo」「HASUNA」という事例が紹介されているので、そこから類推して、概念定義を試みるという帰納的意味づけがなされている。

(3) 経済産業省「ソーシャルビジネス推進研究会報告書 平成22年度 地域新成長産業創出促進事業(ソーシャルビジネス/コミュニティビジネス連携強化事業)」[http://www.meti.go.jp/policy/local\\_economy/sbcb/sb%20suishin%20kenkyukai/sb%20suishin%20kenkyukai%20houkokusyo.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/sbcb/sb%20suishin%20kenkyukai/sb%20suishin%20kenkyukai%20houkokusyo.pdf) (2013年8月6日)。

経済産業省ではさまざまな関連の研究会や事例集を出している。その中で「ソーシャルビジネス研究会」や「ソーシャルビジネス推進研究会」が組織された。これらの研究会報告書には、それぞれにソーシャルビジネスについての定義をまとめている。特に後者の推進研究会では、ソーシャルビジネスを実施する事業体として、社会的企業という用語が使われることもあるとしている。

業活動と経営によって生じる利益（剰余）は、主に事業とコミュニティに再投資されることから、個人の間には分配されないかあるいは分配を制限されるかいずれかである。このことは、社会的企業の事業と経営が利潤最大化の動機によってではなく、「人びとの労働と生活の質」と「コミュニティの質」の双方を向上させるという社会的目的を達成する非営利の動機によって遂行されることを意味する。」

中川は上記<sup>(4)</sup>とは別のところで、イギリスを中心に注目を集めていた「社会的企業」について、そのルーツは1970年代後半に試みられたコミュニティ協同組合にそのルーツを有する歴史があると指摘<sup>(5)</sup>している。そして、その歴史は、市民の自治能力と権利意識とに支えられ、現在では人々のニーズとコミュニティのニーズに対応することのできる「新しい社会制度」として社会的、国際的に次第に認知されるようになっていく。加えて、イギリス通商産業大臣のパトリシア・ヒューイットは通商産業省のなかに「社会的企業局」を設置して、社会的企業の発展がイギリス社会に民主主義の一層の充実、コミュニティのエンパワーメント、参加の価値体系の広がりを強調するだけでなく、社会的企業の政策を大いに充実させる戦略を打ち立てていると、イギリスの社会的企業とイギリス社会にある民主主義的要素の結びつきを述べている。

一方、経済成長の落ち込みに伴う長期失業者の増加、社会的排除問題の深刻化、保育や高齢者介護などの社会サービスの不足を背景として、フランスにおける若者の就労支援組織や父母協同組合のように、市民によって設立された地域に密着した小規模事業体が多数生まれ、それらが「連帯経済」として注目を集めるようになっていった。

図1は、社会的企業のルーツと目される、公益を志向する協同組合が連帯経済を基盤としていることを示すだけでなく、地域コミュニティにおける公益性を志向するようになり、従来から事業性が低かったNPOが事業性を強めていくことで接近することにより、社会的企業という用語が使われるようになっていったことを示している。

---

(4) 中川雄一郎 (2005) 「コミュニティ利益会社 (CIC) と社会的企業」『協同の発見』No. 155、8頁。

(5) 中川雄一郎 (2004) 「巻頭言 社会的企業に注目しよう」『協同の発見』No. 142、3頁。

## ヨーロッパにおける社会的企業

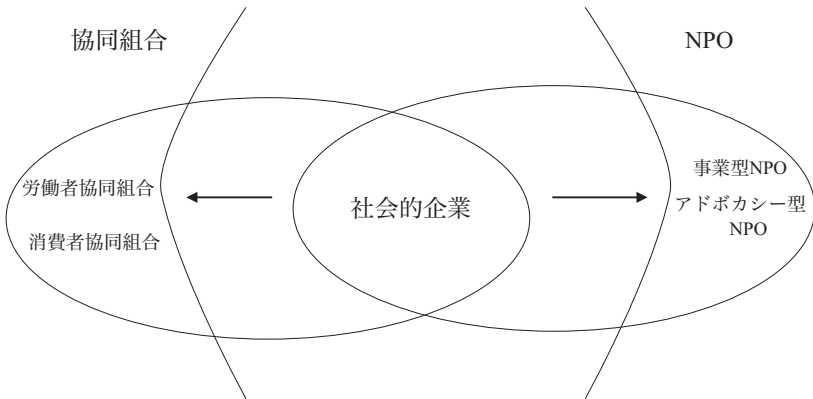


図1 協同組合とNPOとの要素を共有する社会的企業

出典：ドゥフルニ（2004）「サードセクターから社会的企業へ」、ボルザガ・ドゥフルニ編、内山哲郎・石塚秀雄・柳沢利勝訳『社会的企業—雇用・福祉のEU サードセクター』日本経済評論社、35頁

連帯経済という語は聞きなれない用語であるが、相互扶助や民主的参加を含む連帯関係が組み入れられた経済活動を意味する。さらに、政治的次元では市民のつながりを強めて民主主義を支える役割を果たし、経済的次元では、多元的経済のハイブリッドにより、既存の支配的な経済のあり方の隘路を乗り越える展望をもたらすオルタナティブな経済のあり方として把握されてきた<sup>(6)</sup>。しかし協同組合や共済組合を中心とした従来の社会的経済が大規模化し、市場競争の中で徐々に営利企業に接近していったのに対して、それらを批判し、本来の連帯や民主的参加という要素の再活性化を志向する運動としての色彩を強く持っていた。また、社会的排除問題の解決に従事し、対人社会サービスを担っていく中で、参加能力を有した組合員のみ共益というよりも、地域コミュニティの公共利益を志向した、マルチ・ステークホルダー型の所有構造を志向する組織を生み出すようになっていったのである。

この「連帯経済」という用語の起源は、1980年代のラテンアメリカで始まり、90年代半ばにカナダのケベック、そして、フランス、スペイン

(6) 北島健一（2004）「フランスにおける『社会的経済』と『連帯経済』」『社会運動』、市民セクター政策機構、vol. 292、2-11頁。

などラテン系のヨーロッパに広がったとされる<sup>(7)</sup>。とはいうものの、連帯の概念を生み出したのは、ピエール・ルルーというフランスの哲学者であった<sup>(8)</sup>。彼は「自然は人々をお互いのために創り出したのであり、人々の間に相互の連帯を据えた」のであるとか、「人間が存在しお互いに関係をもつ、ただそれだけによって社会は存在するのだ」と、近代的な社会的つながりを、功利主義を乗り越えて概念化する必要があるとして、特にルルーはキリスト教を人間性の宗教となること、つまり彼にとって「今日、隣人愛で言わんとすべきことは、人々の相互的な連帯」であるとした。

冷戦以降、行き過ぎた市場経済の下、草の根の人々が市場経済に対抗する経済活動を営んでいて、それらは、労働者・農民・消費者などの協同組合、住宅協同組合、コミュニティ自助組織、地域通貨、年協同菜園、共済組合、NGO、NPO、フェアトレード、マイクロ・クレジットなど「利潤ではなく人間の連帯」のための多様な草の根の経済活動とされ、世界各地で営まれている。これらの動きを「連帯経済」運動と読んでいる。

この「連帯経済」の概念、あるいは定義づけは、市場経済が競争を強いる枠組みを持ち、大量生産、大量消費、大量廃棄を余儀なくさせる構造を持っているのに対し、幅広い枠組みで規定する。すなわち、「経済という枠を超え、多元的な、文化的観点が含まれ、個人、コミュニティ、組織などが、さまざまな手段で、さまざまな動機と願望で生計を生み出す活動すべて」をさすものである。

#### 社会的企業における「社会性」

日本では、英語の「Social Enterprise (ソーシャル・エンタープライズ)」の訳語をそのまま「社会的企業」という用語を充て、その用語を使わなくてはならない理由、例えば、その用語を使うことになった起源、状態、形態について考察することなく、それに該当するものを帰納的に意味づけしてきた感がある。あるいは、先進的な社会的企業の存在する地域の規定化、

---

(7) アルバート・ハーシュマン (2008)『連帯経済の可能性』、矢野修一・宮田剛志訳、法政大学出版局、この「解説とあとがき」に付け加えられていた情報で、サイト名『北沢洋子の国際情報』所収の「連帯経済について」による。[http://www.jca.apc.org/~kitazawa/undercurrent/2006/what\\_is\\_solidary\\_economy\\_2006.htm](http://www.jca.apc.org/~kitazawa/undercurrent/2006/what_is_solidary_economy_2006.htm) (2013年8月6日)。

(8) ジャン・ルイ・ラヴィル (2013)「連帯と経済」『連帯経済』、北島健一・鈴木岳・中野佳裕訳、生活書院、27-30頁。

国家等の法制化、基準化などを翻訳して参考にし、参照化していく方法を採っている。本稿もしかり、である。

社会的企業という名称を使う以上、「社会的なもの」の意味は重要である。「社会性」を語るときには目的のレベルだけで論じるのではなく、組織の所有や参加の問題、その事業によって形成された地域ネットワークや信頼の関係、社会的資本がつくりあげられているのか、そこにいる人々自身が自らの人生の主体、未来を作っていく主体だと自覚し得るプロセスが活動の中にあるのかどうか、といった観点で論じる必要がある<sup>(9)</sup>と、される。

「社会性」については、「コミュニティ」の存在が非常に大きく捉えられていて、そのことは社会的企業の目的を語る時には、その明白な貢献度について、それへの帰属性、あるいは何らかのニーズや目的を共有する市民グループによる設立があるがために、資本所有に基づかない民主的な意思決定（基本的には一人1票）であるとか、その活動によって影響を受けるステークホルダーの参加、利益を分配しないのではなく、一定の制限を要点として含むものを設定する<sup>(10)</sup>。前述の観点で言えば「組織の所有や参加の問題」について設定するのである。

### 社会的企業の本質

社会的企業の本質は、「ハイブリッド性」である<sup>(11)</sup>。「ハイブリッド(hybrid)」という語は、近年ハイブリッドカーやハイブリッド品種という言葉となって日常生活に登場する機会が増えた関係で、全く馴染みがないわけではない。しかし、改めて何を意味しているのかと問われれば、説明が難しい。だが、その意味するところは、単純に、混ざり合ったものと理解すればいいのだろう。ハイブリッドカーなら複数の動力源で走る車で、ハイブリッド品種なら交雑によって両親それぞれの系統の形質を持った品種と理解できる。

社会的企業の本質であるとする、そのハイブリッド性は、社会的企業の組織にあるとされる。その根拠を、後述する研究ネットワークの EMES

---

(9) 大高研道・藤木千草・姜乃榮 (2010) 「座談会 社会的企業は何を変えるのか？」『オルタ』1-2月号、4-11頁。

(10) 藤井敦史・原田晃樹・大高研道編著 (2013) 『開う社会的企業』、勁草書房、33-34頁。

(11) 藤井敦史・原田晃樹・大高研道編著 (2013) 『開う社会的企業』、勁草書房、3-4頁。



(L'Eergence Des Entreprises Sociales; EMES, エメス)の研究の蓄積を踏まえて論じられている。まず、組織構造である。その特徴と言えるところは第一に、事業上の目標と同時に、多様な社会的目標を追求しているという意味で、多元的な目標を有していること、第二に、マルチ・ステークホルダーの参加に開かれた組織であること、第三に、市場からの事業収入、公的資金、ソーシャル・キャピタルなどの多元的経済によって組織として持続可能性を確保していることである。

社会的企業のハイブリッド性を不可欠のものとする<sup>(12)</sup>理由には、そもそも社会的排除問題の解決に当たるとき、すなわち社会的包摂を可能にしていくには、多様なエンパワーメントのプロセスが用意されている必要があり、それには事業目標に社会的目標が加わっているだけでなく、社会的目標が多元的にならざるを得ない。

表1を見てほしい。これは、欧州委員会の事務局が1993年の白書に続いて行ったアンケート調査によって示された「発展と雇用に関する地域イニシアチブ」で、これが四部門に大別され、19の供給分野に存在し、新しいニーズに対応するのを可能にしている。そこにあるのは社会的目的の多元性である。

さらに、社会的課題の現場で、コミュニティが形成され、課題自体やその解決方法についての組織的学習が促進されるためには、またソーシャル・キャピタルを構築し、多様な技術や資源が動員されるためには、社会的課題に直面している当事者、ボランティア、労働者を含む多様なステークホルダー、すなわちマルチ・ステークホルダーの所有形態が望ましい。加えて、社会的企業が融通性をもって創造的、実験的な活動を継続的に行っていくには単一の財源に依存することは危険であり、ソーシャル・キャピタルを含んだ多元的経済の資源をミックスして活用することで、持続可能な発展を図ることが重要になってくるからなのだ。

他方で、そのハイブリッド性はNPOと協同組合のハイブリッドとしての構造をもち、マルチ・ステークホルダーの参加によって構成されるとも論じられる<sup>(13)</sup>。これには本来、社会的企業の社会的目的が当事者のニーズ

---

(12) 藤井敦史・原田晃樹・大高研道編著(2013)『闘う社会的企業』、勁草書房、4-5頁。

(13) 藤井敦史・原田晃樹・大高研道編著(2013)『闘う社会的企業』、勁草書房、6-8頁。



表1：発展と雇用に関する地域イニシアチブの19分野

<p>日常生活のサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅サービス</li> <li>・保育</li> <li>・新しい情報・コミュニケーション技術</li> <li>・困難を抱える若者への援助と就労支援</li> </ul>	<p>文化・余暇サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光</li> <li>・オーディオビジュアル</li> <li>・文化遺産の保護</li> <li>・地域文化の発展</li> <li>・スポーツ</li> </ul>
<p>環境サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ管理</li> <li>・水管理</li> <li>・自然ゾーンの保護と維持</li> <li>・汚染の規制とコントロールおよび対応する施設設備</li> </ul>	<p>生活環境の改善サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の改善</li> <li>・治安</li> <li>・地域の集団的輸送</li> <li>・都市公共空間の再生</li> <li>・近隣商業</li> <li>・エネルギーの制御</li> </ul>

出典：ローラン・ギャルダン、ジャン・ルイ・ラヴィル（2013）「欧州における連帯経済」ジャン・ルイ・ラヴィル編 北島健一・鈴木岳・中野佳裕訳『連帯経済』、生活書院、106頁

によって構成されるものであり、初めは不明瞭な形で表明されてきた当事者の違和感や生きづらさのような感覚が、社会的に承認されるべき集合的利益として構築されていく運動プロセスそのものと表現上言い換えることができるのである。そこには、NPOというサービス提供者としての支援者と受益者とか寄付者という顧客との間に明確な境界線が引かれてきた傾向にある状態のところ、当事者以外からの支援の要素を欠いた自助や相互扶助に陥りがちな協同組合とを対立的にとらえるのではなく、マルチ・ステークホルダーという多元的な、あるいは多様なステークホルダーの参加によって、社会的課題の当事者だけでなく、当事者とその周辺の社会との関係を結び付け、社会からの共感を伴う支援を呼び込む可能性ができる機会の場を構築できることを意味しているのである。

#### 欧州の協同組合運動

欧州では、産業と都市の変化によって多くの人々の暮らしが根底から転換していた激動の1840年代に、人々は最初の継続的で組織化された協同

組合の伝統を形成した<sup>(14)</sup>。1844年にロッチデールの労働者のグループが、「正直な価格」で、「混ぜもののない食品」を提供するために生活協同組合を組織した。彼らの努力は非常に成功を取めたので、イギリスではたちまちのうちに数百もの協同組合が設立されることとなった。

1840年代にはまた、フランスの労働者がいくつかの最初の労働者生産協同組合を組織するのに成功した。彼らは産業革命特有のヒエラルキー的な経営システムを労働者のイニシアチブと責任によって置き換えようとした。この運動はたちまち先進工業国に広がり、労働組合や労働者階級の政治運動によって担われた。1900年までに労働者生産協同組合は多くの欧米諸国で知られるようになった。

このような協同組合運動の、初期の活動は、消費者、労働者、地方に住む人々、そして金融サービスを必要な人々のための協同組合は、全体には急速に発展し、基本的な運営規則や原則をつくり出した。方法は異なるものの、イギリス、フランス、ドイツ、少し遅れてイタリアで急成長していったが、協同組合は世界的にあまり評価されては来なかった<sup>(15)</sup>。

ところで、国際的に認められている社会的企業の定義は、次の四つの基準に基づいている<sup>(16)</sup>。社会的価値、市民社会、社会イノベーション、そして経済活動である。このような一般的な特徴についての合意は存在しているが、そのアプローチには二つあり、英米系のアプローチなのか、社会的経済アプローチなのかの違いがあつて、本稿では後者の欧州でのアプローチについて中心的に述べていく。

社会経済アプローチ、それはエメス・ネットワークの研究成果の延長線上にあると同時に、社会的経済の伝統に立つものである。社会的経済とは、意思決定権は資本ではなく、一人一票という原則にしたがつて経済活動に参加する行為者に与えられる企業、すなわちアソシエーション、協同組合、

---

(14) イアン・マクファーソン (2000) 「21世紀に向けての協同組合の宣言」 栗本昭訳、『21世紀の協同組合原則 ICA アイデンティティ声明と宣言』日本協同組合学会訳編、日本経済評論社、52-56頁。

(15) イアン・マクファーソン (2013) 「協同組合と社会的経済の関係性における複雑性についての考察 協同組合・コミュニティ優先の経済行動主義」 和田裕子訳、『月刊 社会運動』398、市民セクター政策機構、27-36頁。

(16) ジャン・ルイ・ラヴィル (2013) 「連帯と経済」『連帯経済』、北島健一・鈴木岳・中野佳裕訳、生活書院、3-5頁。

共済組合のことを言う<sup>(17)</sup>。特に協同組合が重要な存在であった。

事業性が強かったけれども共益性を志向してきた協同組合が、1995年のICA原則の改定でコミュニティに奉仕することを謳った。すでに、1991年にイタリアで「社会的協同組合」が法制化され、ベルギーでは1994年に「社会的目的を持った企業」という法的ポジションが規定され、ポルトガルでも「社会的連帯協同組合」が規定されている。これらはいずれも、コミュニティに奉仕する協同組合ということである<sup>(18)</sup>。

連帯経済のイニシアチブは、社会的経済のアプローチを三つの点で大きく充実させているという<sup>(19)</sup>。第一は、目的という点。社会的・文化的な不平等や環境に関する不平等との闘いを目的とし、コミュニティに尽くすことを掲げていること。第二は、政治的手段という点。代表制民主主義の考えに立って、経済活動への参加者に投票権を付与して形式的平等を整えることに満足することなく、多様なステークホルダーに対して、発言の可能性を具体化すべく構造化することで、さらに先に進もうとする。第三は、経済的手段という点。ここでは、市場的な資源だけに頼るのではなく、公的な再分配に由来する資源にも、市民社会の中で機能する互酬性の形態にも依拠することである。

互酬性という用語は耳慣れないが、社会的経済や連帯経済の中では核となる経済行動の四つの原理のひとつとされ、「持続する一続きの贈与をとおして幾多の人びとの間で築き上げられる社会関係に対応する。したがって互酬性は基礎的な社会的事実としての贈与を土台にしており、贈与の存在はお返しと結びついている」ということだ。モノの移転が介在することで築き上げられた人間関係とすることができよう。

---

(17) ジャン・ルイ・ラヴィル (2013) 「連帯と経済」『連帯経済』、北島健一・鈴木岳・中野佳裕訳、生活書院、4頁。

(18) 宮本太郎 (2003) 「ヨーロッパの沙家庭経済の新しい動向」『社会的経済』促進プロジェクト編『社会的経済の促進に向けて～もう一つの構造改革〈市民・協同セクター〉の形成へ～』、同時代社、21-23頁。

(19) ジャン・ルイ・ラヴィル (2013) 「連帯と経済」『連帯経済』、北島健一・鈴木岳・中野佳裕訳、生活書院、5頁。

## 2 概念の統合化・EMES の継続的研究

### EMES とは何か

すでに述べてきた中で若干触れてきたが、EMES とはフランス語の L'Eergence Des Entreprises Sociales の略語で、1996年、欧州委員会からの補助を得て始まった欧州の社会的企業の国際比較調査プロジェクトを期に結成された学際的な研究者ネットワークである<sup>(20)</sup>。

このネットワークができるに至った背景には、欧州の様々な地域に「社会的企業」と思われる組織が登場してきたことを受けて、EU の社会的経済の研究者たちに、その実態とそれが社会経済システムの核心に持つ意義についての共同研究の必要を喚起した。彼らはEU (12総局) の「特定社会経済研究」プロジェクトのもとに欧州委員会から補助を得て始まった。EU 加盟各国の研究者、ドゥフルニ、ボルザガ、エバース、ラヴィル、ニッセン、スピア、ハルガードらの参加によって「ヨーロッパにおける社会的企業の登場 (the Emergence of Social Enterprises in Europe)」ネットワーク (EMES Network) をつくり、1996年夏から1999年末にかけて「社会的企業の登場、ヨーロッパにおける社会的排除との闘いの道具」をテーマに研究した。その成果が、ボルザガ・ドゥフルニ編 (2001) 『社会的企業の登場』 “Emergence of Social Enterprises in Europe” (邦訳では『社会的企業—雇用・福祉のEUサードセクター』)として刊行された。その後、エバースとラヴィル (2007) によって編著『欧州サードセクター—歴史・理論・政策』、ニッセン (2006) による編著『社会的企業』という著作を残してきた。これらによって、ヨーロッパにおける「新しい社会的経済」の展開における最新の革新の状況が明らかにされ始めたのである。

エメスは、その後も様々なプロジェクトを進め、「PERSE プロジェクト (2001-2004) : 労働統合分野における社会的企業のパフォーマンス (the Socio-Economic Performance of Social Enterprises in the Field of Work-Integration)」や「TSFEPS (2001-2004) : ヨーロッパにおける保育サービス (Childcare Services in Europe)」、「ELEXIES プロジェクト (2002-2003) : ヨーロッパにおける社会統合のための社会的企業 (Social Integration

---

(20) 藤井敦史・原田晃樹・大高研道編著 (2013) 『闘う社会的企業』、勁草書房、32-38頁。

Enterprises in Europe)」などを手掛け、それらをはじめとする成果をエメスの HP を通じて情報発信をしている<sup>(21)</sup>。

#### 社会的企業の活動主要領域

先のエメスの研究者グループが関心を寄せていることは、社会的企業が単なる市場経済にではなく、3つの経済、すなわち市場、再分配、互酬性を混合させた多元的な経済を基盤としていることだ。その中でも、互酬性資源であるソーシャル・キャピタルが、社会的企業にとって重要な固有の資源として強調されている。

そんな社会的企業の活動する主要分野は、ふたつの事業分野が重要な領域として論じられている。ひとつは、労働統合 (work integration) といわれる分野で、労働市場における多様な不利を抱えた人々を、生産活動を通じて「労働や社会に再統合する」ことを目指している。こういう役割を持った社会的企業を労働統合型社会的企業 (Work Integration Social Enterprises; WISE) と呼ぶ。エメスのプロジェクトでも WISE 関連のものがいくつかあり、WISE は、単に職場であるだけでなく、関係性とリハビリテーションの場にもなりうるし、不利な状況にある人々にとっては経済的のみならず社会的な自立を回復し、再スタートが図れる。単なる就労支援の機能を越えてより広い範囲で社会的包摂の機能が目指されている。

もう一つの事業分野は、高齢者福祉、障害者福祉、保育など地域コミュニティに密着した対人社会サービス (social and community care services) の領域である。少子高齢化と経済成長の鈍化を背景として従来の福祉国家が財政危機に陥り、かつ、社会的排除と関連した新しいリスクを前提とした多様なニーズに対応できなくなっていく中で、社会的企業は、多元的経済のミックスによって資源、生産者、消費者、地域コミュニティを結びつけていけるもので、エメスは WISE 同様、福祉制度の変革、雇用創出、ソーシャル・キャピタルの創出といった社会的包摂と地域開発の可能性があると考えられている。

---

(21) 社会的企業、T・ジャンテ氏招聘フォーラム in 大阪実行委員会、熊本学園大学水俣学研究センター (2006) 「欧州における社会的経済の発展から何を学ぶか」『T・ジャンテ氏招聘市民国際フォーラム 勃興する社会的企業と社会的経済—21世紀の社会・経済システムを展望するために「サードセクター」から「社会的企業」へ』同時代社、241-242頁。

ここでもう少し WISE について付け加えたい。エメス・ネットワークは、前項で既述したように PERSE と ELEXIS とにおけるプロジェクト調査を行っていて、特に前者では欧州の WISE には国ごとに多様な組織名称を持ち、統合モードによって4つに大別、分類できる。第一に、就労以降支援型で、積極的に労働市場政策と結びついているもので、就労困難者に対し OJT 等の職業訓練を行い、就労能力を向上させることで一般労働市場に送り出していくことを目的としている。第二に、自己資金調達による継続就労型で、イギリスのソーシャル・ファームやコミュニティビジネスの多くの場合、このタイプになる。立ち上げ当初に一定期間、公的補助金が投入されても、その後は事業収入によって継続的な雇用を確保する必要があり、最も事業性が要請される類型である。第三に、持続的補助金による職業統合型で、主たる受益者は障害者である。労働者とは雇用契約が結ばれており、職業的な能力が養成されるものの、一般労働市場で職を見つけることは困難であることが多い。そして第四に、生産活動を通しての社会化型で、受益者は、アルコール依存症や薬物障害などの深刻な問題を抱えた人々が中心である。雇用契約は結ばれておらず、生産活動を通じて、社会参加を可能にすることが主要な目的とされている。

### 3 概念の地域格差

#### アメリカの場合

社会的企業概念の定義において比較され、日本でもその考え方がよく利用され、参考文献や事例紹介が多くなされているのが、アメリカ型のものである。その形態はビジネス性を強く打ち出したものと言うことができる。

アメリカという特定地域に関しては、1970-80年代以降に社会的課題解決を多様な事業スタイルで取り組んできた事業体として会社とか NPO 形態の社会的企業が台頭していた。その中で、「ソーシャル・エンタープライズ」と言えば事業型 NPO の事例が多かった一方で、会社形態のものは社

会志向型企業として論じられるようになった<sup>(22)</sup>とされる。

アメリカ社会では、社会的ミッションをもった営利法人による事業体があり、社会志向型企業と名づけられている。それらは、当時アメリカが抱えてきた社会的課題をビジネスという手法を利用して、市場社会の枠組みの中でオルタナティブな試みをしようという動きである。そして、「企業はビジネスを通して社会的課題を解決するための有効な手段である」という新しいパラダイムを提示し、新しいビジネスモデルを生み出すようなパイオニアとなっていた。そのような動きがある一方で、依然として事業型NPOは活動していたが、財源として不安定な寄付金に頼らない、新しい資金源の模索によって収益事業を求めて商業化・ビジネス化してきたのが、特徴とされる<sup>(23)</sup>。そこでは、社会的事業を遂行するに当たり有効に機能できるよう、多様な可能性が模索されている。

他方、アメリカにおける「社会的企業」の別の定義<sup>(24)</sup>では、その定義には学術的なものと、実践家の定義に分かれているとする。塚本は、カーリンの研究<sup>(25)</sup>を紹介し、彼女によれば、研究者の場合はソーシャル・エンタープライズを広義に、実践家は狭義に定義する傾向があると記す。研究者による広義の定義では、「ソーシャル・エンタープライズは社会的利益のための活動、すなわち企業の社会貢献やCSRといった営利企業から、利益獲得と社会的目的とを調和させる二重の目的を有する、ハイブリッドと呼ばれる企業、そして、ミッションを支えるための商業活動に従事する

---

(22) 谷本寛治 (2006) 『ソーシャル・エンタープライズ～社会的企業の台頭』、中央経済社、95頁。これについては、斉藤 慎著『社会起業家—社会責任ビジネスの新しい潮流』の中で、「社会事業、別名ソーシャル・エンタープライズ」という記述があり、その当時は「ソーシャル・エンタープライズ」という言葉では表現されていなかったらしい。NPOが歴史的に認知されていた関係があつて、その位置づけは「NPOのような企業、企業のようなNPO」という表現が用いられていたという。

(23) 谷本寛治 (2006) 『ソーシャル・エンタープライズ～社会的企業の台頭』、中央経済社、100頁。

(24) 塚本一郎 (2009) 「アメリカにおけるソーシャル・エンタープライズ研究の動向」塚本一郎・山岸秀雄編著『ソーシャル・エンタープライズ 社会貢献をビジネスにする』丸善株式会社、4-8頁。

(25) 2007年10月7日開催の明治大学でのワークショップでの報告論文、具体的には“The Current State and Challenges of Social Enterprise in the United States”であり、定義の仕方が研究者と実践家の間で相違がみられることにしては、“Social Enterprise in the United States and Europe: Understanding and Learning from the Difference”を参考としている。



非営利組織までを含むもの」としている。

塚本は、またアメリカにおけるソーシャル・エンタープライズ研究から得られる示唆として、次のことに触れている。それは、「非営利組織と市場との関係性に注目していること」、「営利と非営利とを相対的にとらえていること」、「非営利組織やソーシャル・エンタープライズとイノベーションとの結合」という3点<sup>(26)</sup>であるが、これらはアメリカにおけるソーシャル・エンタープライズの特徴とも言える部分である。そして、カーリンに代表されるアメリカの研究者の間では、アメリカにおけるソーシャル・エンタープライズの定義は、他の国々や地域と比べてより広義で、「資金を生み出すための企業活動」により焦点をあてる傾向にあると指摘している。日本の場合

日本では長い間、公共サービスを行政が担ってきたが、国と地方の財政悪化で立ち行かなくなった。小泉純一郎元首相は構造改革の一環として「官から民へ」と打ち出し、公共サービスも民間が行う流れに持ち込もうとした。だが、利益の薄い公共サービスへの民間企業の参入は限定的であった。その結果、官と民の間に大きな穴があいた。その穴を埋める期待がNPOにかけられた。

国内には45,000を超えるNPOがある（2013年8月現在）。しかし、大部分は財政的に弱い。不景気による企業寄付の激減が直撃した団体も、行政の補助金待ちで事業の先行きが見えず活動が不安定になる団体もある。公共サービスを担うには体力が足りない。そんな状態が長きに亘って続く。そういう現状を踏まえ、日本でも事業性の濃い団体になれるよう、「社会的企業法人」の新設を特定非営利活動法人のフローレンスの駒崎弘樹代表が提言した。日本のNPOは、ボランティア精神で取り組んでいるところが多く「もうけるのは悪」に似た環境があるので、利益を上げて日々の公共サービスを行う法人の必要性があるというのである<sup>(27)</sup>。

図2は、フローレンスの駒崎代表が提案した「社会的企業法人」の位置

---

(26) 塚本一郎(2009)「アメリカにおけるソーシャル・エンタープライズ研究の動向」塚本一郎・山岸秀雄編著『ソーシャル・エンタープライズ 社会貢献をビジネスにする』丸善株式会社、29頁。

(27) 『中日新聞』(2010)「常識革命8 公共参入 強いNPOに」(1月10日)。

づけである。これを見る限りでは、日本での社会的企業についての考え方はアメリカの事業性の強いものと共通し、欧州の考え方と大きな隔たりがあるように思われる。図2で示されるのは、縦軸で示される事業性の高低と、横軸で示される行政依存度の高低で表した、さまざまな法人の位置づけである。

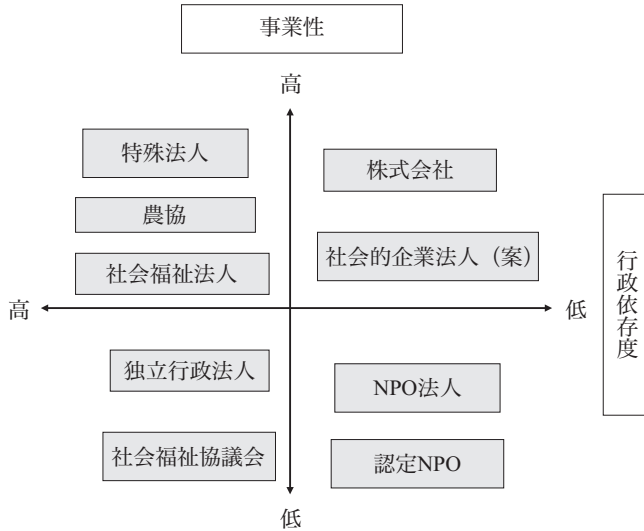


図2

## II 社会的企業を支えるもの

### 1 類型化の現状

#### 社会的排除とイギリス

「社会的排除」は、労働市場において不利な立場におかれていること、あるいは労働市場における社会的弱者の状態とされている。そして、これはEU諸国共通の課題であると同時にまたイギリスにおいても、労働党ブレア政権の中で強く意識されていた。

そこでは、「社会的排除」という言葉が若年者失業問題とともにクローズアップされた。また、「社会的排除」はイギリスの高等教育における授業料の問題に関連付けられている。その契機は、1980年代サッチャー政

権下で進められた産業構造の変化がもたらした現象であった。すなわち、製造業部門が縮小され、第2次産業から第3次産業への転換によって工場労働者が減少した。それに従ってこれまでの職業教育中心のポリテクニクを大学に昇格させ、大学の規模拡張をすることで教育機会を拡大させる政策を採った。その結果が、大学生数の増加とともに進学率の増加であった。イギリスは階級社会であり、階級意識が教育への関心につながり、それによって学業成績でも差異が顕著に表れる傾向にあった。

1997年労働党政権は「若者の雇用能力の向上と教育機会の平等の両方をめざす」という第三の道を探り、旧来型の失業手当を中心とした政策に代わる平等政策、すなわち教育を通じた社会移動を社会にくまなく行き渡らせることで、階級によらず高等教育を受ける機会をあまねく与えることが「フェア」な社会の実現と見なす考え方になった。

大学教育の費用はもともとが無料だったが、財政負担の増加、つまりは大学生の増加によって1998年より有償化が開始された。授業料値上げと、学生支援策の問題の議論の中でのキーワードは「フェアネス」と「社会移動」となった。大学への「アクセス」が、恵まれない環境から社会・経済的に上昇移動するための手段＝機会と見なされるのである。大学に行くことが社会上昇の主たる手段だから、その機会を狭めてしまうのはフェアではない。政府は学生支援策の財源を確保しつつ、低所得層への財政支援策を通じて、授業料の値上げが社会移動の道を狭めないようにすることが求められるのである<sup>(28)</sup>。

イギリスでは、社会的排除という課題解決のためにと、1997年ブレア政権樹立の直後に「社会的排除ユニット (Social Exclusion Unit)」という特別機関を立ち上げ、次のような定義を社会的排除に与えた<sup>(29)</sup>。「社会的排除は、たとえば失業、低いスキル、低所得、差別、みずぼらしい住宅、

---

(28) 荻谷剛彦 (2012) 『イギリスの大学・日本の大学—カレッジ・チュートリアル・エリート教育』中公新書ラクレ。

(29) 岩田正美 (2008) 『社会的排除 参加の欠如・不確かな帰属』、有斐閣、21頁。Social Exclusion Unit の訳語について、この文献では片仮名表記で「ソーシャル・エクスクルージョン・ユニット」としているが、別の文献では、本稿で採用した「社会的排除ユニット」があるが、他の文献では「社会的排除防止局」であるとか、「社会的排除問題対策本部」とか、「社会的排除対策室」、さらに単純にその頭文字をとった略語、SEU としているものがある。

犯罪、不健康、そして家族崩壊などの複合的不利に苦しめられている人々や地域に生じている何かを、手っ取り早く表現した言葉である」。

社会的排除ユニットは社会の主流的位置から隔離された若者への取り組みを開始するため、全国調査を実施し、その結果を1999年に「格差の克服 (Bridging the Gap)」と題するレポートにまとめた。報告によれば、毎年16～18歳の若者の約9%が学校にも雇用にも訓練にも就いていないNEET (Young people Not in Education, Employment or Training; 以下、ニート) の状態にある。

報告書の9%という数字が問題の深刻さを示す数値であるかどうかかわからないが、ニートの状態をどの程度続けているかが重要であるとされる。6カ月以上が6%、12カ月以上が3%であった。特定の地域、学校、エスニックグループ、特定の状況にあるグループで平均値を大幅に上回っているのは、社会的不平等の存在とその固定化を示すものであったという<sup>(30)</sup>。

この報告書では、次の5点のことが特筆されることとして指摘されている。

①学校で何が起きているのか

柔軟性のない、魅力のないカリキュラム。義務教育とその後の教育のギャップ。教育・訓練に対する経済的サポートの不備。

②不十分なキャリア教育

キャリア教育・情報・ガイダンスが遅すぎる。教師・アドバイザーの認識の狭さ。

③中卒以後の教育訓練制度の体系性がないこと

どの制度・組織からも落ちこぼれるNEETの若者の放置。職業紹介センターは手立てをとっていないこと。

④15歳以後の教育・職業訓練参加のために財政的援助が必要

⑤社会的排除の状態に陥りやすいグループ

失業中の家庭、貧困家庭、エスニックマイノリティ、家族を介護している者、若すぎる親、施設出身者、学習障害者、心身の障害をもつ若者、精

---

(30) 宮本みち子 (2004) 「社会的排除と若年無業—イギリス・スウェーデンの対応」『日本労働研究雑誌』No. 533、独立行政法人労働政策研究・研修機構。

神疾患、ドラッグ・アルコール常用、犯罪歴のある者、失業地域。

社会的企業について語る際、EUの議論にまずあるのは、社会的企業は社会的包摂のための手段のひとつであることだ。そして、社会的包摂の前に議論の俎上に挙げるべきは、社会的排除という課題である。社会的排除の根源は貧困にあるとされる。社会的排除は貧困を経済的資源の不足の問題であるにとらえ、その排除の対象者を低所得者層が代表しているとする。

しかしながら、特にイギリスでは、参加の問題を含んで議論されてきたところがある<sup>(31)</sup>。例えば、ピーター・タウンゼントは、「社会的剥奪」という指標に基づいて、相対的貧困概念を開発してきた。その中で、タウンゼントは人々が社会で共有し参加することを当然とされる諸習慣や諸活動の体系を意味する生活様式に着目し、その生活様式から大幅に脱落した状況に陥る状況を相対的剥奪と呼んだ。そして貧困を、この当然とされる生活様式を保つために必要な生活資源を欠いている状態であると、規定したのであった。

さらに、社会的排除は、社会へ参加しているか、していないかの二分法で割り切る傾向にあるけれど、それでは単純すぎるのではないかという意見がある。それに対しては、主要な制度から排除されていても、友人やコミュニティの支えのある人が多いなどの理由が提示され、参加の度合いや参加する社会の在り方を考慮すると単純化できないことがわかる。

そのような中で、社会的排除はむしろ貧困の一部であって、それに代わるものではないという考え方、社会的排除は貧困とは異なるが、貧困と一部重なり合うという見方も生まれてくる。社会的排除と貧困とが、どのような関係性にあるのか。イギリスの貧困研究者ルース・リスターは、これまで出されてきた両者についての説明を整理した。それは、貧困を社会的排除の原因と結果という角度からとらえるもの、社会的排除の関連として貧困の深化形態が社会的排除であるとするもの、あるいは社会的排除の一部が貧困であるとするもの、である<sup>(32)</sup>。

---

(31) 岩田正美 (2008) 『社会的排除 参加の欠如・不確かな帰属』、有斐閣、44-45頁。

(32) 岩田正美 (2008) 『社会的排除 参加の欠如・不確かな帰属』、有斐閣、45-47頁。特に46頁には、リスターの整理を図式化したものが掲載されている。

以上のような議論、概念の整理を見てくると、社会的排除は、これまでの貧困という社会問題を別の用語で置き換えられるものではないことがわかる<sup>(33)</sup>。貧困を、参加や関係性に視点をおき、資源の不足に結びつける傾向はあったとしても、広い視野で考えてみると、社会との関係で社会的排除を問うべきではないか。例えば、社会の中の個人を問うと同時に、その社会そのものを問う概念であるということなのではないか。前者の「社会の中の個人を問う」側面では、個人の社会への帰属と存在証明の問題が浮上する。

福祉国家の中の所得保障やサービスへの権利は、それらを要求する拠り所の基礎となるのが帰属である。他方、「社会そのものを問う」側面では、前提として社会経済状況の変化とその状況下での社会分裂があり、その分裂社会自体を再構築しようとする狙いをもった政策の用語であって、例えば社会的包摂とセットとして存在する、というものだ。

他方、イギリスでは、他のEU加盟国と比べ、社会的排除についての政策的な議論が遅れたが、1990年代後半に入り社会政策研究領域から議論が活発になったという。まず、社会的排除の定義について、オッペンハハムは「社会を構成している組織やコミュニティから引き離され、経済的、社会的、政治的、文化的な生活の中での参加ができず孤立し、かつメインストリーム社会の経済的、社会的、政治的、教育的権利を付与されず、個人やある集団が社会資本の生産と配分という大きなメカニズムから孤立していくプロセスである」としている。さらに、パシー・スミス<sup>(34)</sup>は、社会的排除の問題構造が非常に多義に渡り複合的であることを証明している。つまり、社会的排除の議論は、不利性の実態だけでなく、その定義や概念、

---

(33) 岩田正美 (2008) 『社会的排除 参加の欠如・不確かな帰属』、有斐閣、47-52頁。

(34) 小笠原浩一 (2002) 「イギリス『社会的排除』対策と社会政策〈市民主義化〉の現地点」『海外社会保障研究』Winter 2002 No. 141、法政大学。これによれば、「社会的排除」概念をめぐって学会での多くの議論の中で、パシー・スミス Percy Smith (2002) の序章がうまくまとまっており、その中で、パシー・スミスはR・レヴィタス Levitas (1996年) の「社会的排除」問題へのアプローチの類型整理やR・プットナム Putnam (1995) の「社会資本」概念などを参照基準として用いながら、イギリスの「社会的排除」概念には、市民的権利という視点が希薄で、問題を発生させるグローバルな要因やプロセスよりも結果として現象面が政策対象とされているなどの特徴があり、実質的には、「欠乏または社会的不利とほぼ同義」のものとなしてよいのではないかと、という評価を下している。

含意を積極的に位置づけているところにその特質がある<sup>(35)</sup>。

もう少し、パシー・スミスの説明を加えることにする。彼女は、EUの文書の中に次の説明を紹介している。すなわち、「社会的排除は、現代社会で普通に行われている交換や実践、諸権利から排除される人々を生み出すような複合的で変動する諸要素に用いられている。貧困は最も明白な要素の一つであるが、社会的排除はまた、住宅、教育、健康そしてサービスへのアクセスの権利の不適切性をも意味する。それは個人や集団、とくに都市や地方で、場合によっては差別され、隔離されやすい人々へ不利な影響を及ぼす。そしてそれは社会基盤（インフラ）の脆弱さと、二重構造社会をはじめから定着させてしまうようなリスクと強く関わっている。」<sup>(36)</sup>

つまり社会的排除という言葉は、それがされて普通、当たり前と思われるような社会活動への参加の欠如を意味するものであると言える。ここで、社会的排除は貧困とどう違うのかについて触れておきたい。貧困が生活に必要なモノやサービスなどの「資源」の不足をそのキー概念として把握するのに対して、社会的排除は「関係」の不足に着目して把握したものである、とされるのである。

では、具体的にどのような事態が社会的排除と結びつく複合的不利として挙げられているのだろうか。パシー・スミスによると、排除の指標は次の7つの側面に区分できる。すなわち、①経済的側面（長期失業、就業の不安定など）、②社会的側面（伝統的家族の解体、ホームレスなど）、③政治的側面（政治の権利の欠如、選挙人登録率の低さ、投票率の低さなど）、④近隣（低質な住宅ストック、地域サービスの撤退など）、⑤個人的側面（心身の疾病、低教育など）、⑥空間的側面（弱者の集中や周縁化）、⑦集団的側面（高齢者や障害者などの特定集団に上記の特徴が集中していること）である。このように、社会的不利の要因は人々の社会活動のあらゆる側面を視野に入れていることが分かる<sup>(37)</sup>。

---

(35) 吉原美那子（2005）「イギリスにおける包摂的教育の政策とその特質—社会的排除と社会的包摂の概念に着目して—」東北大学『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第53集・第2号、77頁。

(36) 岩田正美（2008）『社会的排除 参加の欠如・不確かな帰属』、有斐閣、20-21頁。

(37) 岩田正美（2008）『社会的排除 参加の欠如・不確かな帰属』、有斐閣、25頁。



### コミュニティのためのニューディール

ブレア元首相が伝統的な省庁の枠組みとは別に社会的排除ユニットを設置し、政策を展開させ、新たな形態を採ったところは評価の高いところである。そのユニットの職員は、さまざまな省庁の官僚や、地方政府、ボランティア部門、実業界からの出向者であることに注目すると、「連携して考えること」が強調されていること、社会的排除がプロセス及び状態として複雑な性格をもつことが認識されていることが推察できる。省庁を横断して、しかも中央政府以外から集められた職員によって18の政策実行チームが組織され、そこで特定の諸問題が扱われ、行動に向けて提案が練り上げられて行くのである。中心的テーマは「ニューディール（New Deal）」と呼ばれるもので、1930年代アメリカが大恐慌を乗り越えるためになされたルーズベルト政権の政策に従っている。イギリスでは、失業者、シングルペアレント、障害者、コミュニティのための「ニューディール」であった。

パシー・スミスは、政策実行チームの仕事は5つの主題を軸に構成されていると考えていたという。それらの主題は、①人々の就労を支援すること、②地域を活性化させること、③若者の将来を保全すること、④サービス利用を促進すること、⑤政府をより効率的に機能させること、である。これらの取り組みは全体のひとつの側面として、特有の小さな地区が強調され、社会的剥奪のレベルによって区別され、地理的な仕分けによって、教育アクションゾーン、健康アクションゾーン、シュアスタート<sup>(38)</sup>地区、コミュニティのためのニューディールが設定されたのである。地理的な仕分けは、それぞれが独自に排除されているという考え方に基づいたものである。

社会的排除ユニットが中心となって、社会的包摂を進めるため、例えば、以下のような各種の総括的・横断的な対策が講じられてきた。それらは主として5分野にまたがり、①経済的向上を狙って、障害者の雇用促進のための専門家雇用プログラム、雇用のための教育プログラム、国家最低賃金

---

(38) そのプログラムが指定された地区は、比較的激しい社会的剥奪の状態にあった地域で、その子どものうち45%は就労中の成人のいない世帯に住んでおり、不利な状態に置かれた地域に住む40万人にのぼる子どもたちが、このプログラムに何らかの形で参加した。

の設定などを実施するといったもの、②子どもの貧困解決を狙い、子どもの有する失業家庭に対し財政的支援や税制優遇、雇用の促進を実施するといったもの、さらに③衰退地域への支援は、特に社会的排除が深刻な地区である「衰退地域」に対し、コミュニティ・ニューディールや近隣地区再生のための全国戦略に基づくプロジェクト実施を企図して考案されたもの、などである<sup>(39)</sup>。

これらの政策の中でも、これこそがニューレイバーの「ニューディール」と示される成功部分は、一連の「福祉から就労へ (Welfare to Work)」というものだ。これは、働くことが可能な就労年齢にある人々には、働くための援助を行うことにより、働くことを奨励した政策である。1998年4月から、ニューディールと呼ばれる職業訓練及び就職促進を目的とする一連の雇用対策が行われていた。ニューディールは、若年失業者や長期失業者への対策を中心に開始され、その後対象を障害者、シングルペアレント、高齢者及び失業者の無収入の配偶者へと順次拡大して実施、200万人以上が同プログラムを通じて就職するなどの成果をあげてきた。その後、将来の経済状況に十分に対応できる制度とするため、2009年10月よりこれまでのニューディールを代替した「フレキシブル・ニューディール」プログラムが開始された。このプログラムは後に若年失業者、長期失業者といった対象ごとのプログラムではなく、12か月以上求職者給付を受給している全ての人を対象とした強制プログラムへと移行し、それは「ワークプログラム」に吸収されていった。そして、その「ワークプログラム」は、受給している給付制度の内容にかかわらず、全ての求職者を対象として実施される1つに統合された総合的な支援であり、対象者には各人の属性等に合わせた支援が提供される<sup>(40)</sup>。この動きは新政権になってからのものであるが、前労働党の施策を生かしたものと言える。

---

(39) 中島里恵、前掲書、p. 14参照。5つの分野の中で残るものは、④機会の平等を狙ったもので、若者の教育水準、技術の向上、子供の健康向上、居住環境の向上・障害者の雇用・教育促進を実施するというもの、そして⑤最も深刻な課題の解決を狙いとした対象が、10代の妊娠とホームレスたちであった。

(40) 厚生労働省厚生労働省大臣官房国際課『2010～2011年 海外情勢報告』、p. 162参照。この白書はwebからpdfで取ることができる。そのアドレスは以下の通り。<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/11/pdf/teirei/t161~177.pdf> (2013年1月8日)

ここで、パシー・スミスの整理した「ニューディール」の主題に戻ることにする。その中に「若者の将来を保全すること」があったが、これに当たるのがシュアスタート（Sure Start）制度というもので、これに重点的に取り組み、リスクを抱えた子どもたちに総合的な支援の手を差し伸べ、その他の手段によって教育との関連で子どもや若者に動機付けを行うものである。このプログラムは、戦略においては中央政府の段階で考えられ、運用の戦術については地域で考えるという、連携方式を採った典型的事例であるとされる<sup>(41)</sup>。

また、先に示したニートの現実について思い起こせば、社会的排除ユニットが「ドロップアウトを救え」として学校から排除されている人々について注目していることが、その問題点を認識していると言える。その問題の認識は以下のように記述されている。すなわち、「なぜそれが問題であるのか—それは子どもたち自身とその他の人々全てに悪影響を及ぼす。子どもたちは学習をやめてしまうことで、彼ら自身が損害を被る。このことは不登校者にとっては自明のことであるが、排除された生徒たちにとっても問題である。……このような失われた時間は重要な意味をもつ。不登校と排除は、その後の人生の中で未成年の親になったり、失業したり、ホームレスになったり、あるいはついに刑務所に収監されたりといった結末ときわめて高い確率で結びついてくる。広範なコミュニティも、不登校や排除された児童たちが高い確率で犯罪に引き込まれることで、被害を受ける。教育の時間を失えば、それが『犯罪の温床』になる……警察と市民は多額の付けを支払われているのである。」<sup>(42)</sup>

さらに、調査がなされ、16歳から18歳までの若者の約16万人が教育・訓練・雇用のいずれの制度にも参加していないことに注目が向けられた。その結果、「コネクションズ（Connections）」サービスが創設された。これは、13歳から19歳までの全ての若者が大人の生活に移行できるよう、若者向けサービスや職業サービスが連携して、サービスを提供しようとした

---

(41) デイヴィッド・バーン（2010）『社会的排除とは何か』、深井英喜・梶村泰久訳、こぶし書房、295-299頁。

(42) デイヴィッド・バーン（2010）『社会的排除とは何か』、深井英喜・梶村泰久訳、こぶし書房、299-300頁。

もので、地域の協力関係によって運営がなされている。参加しているのは、若者サービスや職業サービスや試験雇用サービスの諸機関、ボランティア部門、企業、警察、学校技能訓練協会、保健所、地方の少年犯罪対策チーム、そして成人教育の諸機関である。コネクションでは、少年非行対策チームの特別な権限の下に、反抗的な若者たちが引き起こす犯罪や秩序破壊を減らすために、最も問題のある若者たちを対象にした青年スポーツ事業などに関与し、若い不満分子を想起に救済することが活動の中心目的としている<sup>(43)</sup>。

最後に、コミュニティのためのニューディールは、「人々に参加を促すことで、働く場所を確保する」地域にするため、劣悪な住宅環境が抱える、犯罪、ドラッグ、失業、コミュニティの崩壊という諸問題に対して、どのようにして総合的で持続的な取り組みを展開したらいいのかを検討した結果のものである。これは、地域のパートナーシップの取り組みを基礎とした対応である。ニューディールの取り組みの少なくとも一部を、これまで都市再生戦略に関わってこなかったグループに運営させてみることで「人々を呼び戻す」ことができるのではないかという期待がこめられたものである。このパートナーシップを核とした戦略は、全国各地の地方レベルで実施されている地域戦略パートナーシップとともに、統治を地域に任せようとしたのである。

### III 貧困との闘い～EU 共通の課題

ここで、改めて社会的排除について述べておきたい。社会的排除の根源は貧困にある、という。ここでの貧困とは、発展途上国におけるものではない。先進国の新しい概念のもとでの貧困である。資本主義社会が発展し変化するにつれ生ずる状況で、諸権利が剥奪され、自ら望むと望まざるに関わらず社会的に排除される<sup>(44)</sup>、というものだ。この説明にしたがえば、

---

(43) デイヴィッド・バーン (2010) 『社会的排除とは何か』、深井英喜・梶村泰久訳、こぶし書房、300-301頁。

(44) 吉原美那子 (2005) 「イギリスにおける包摂的教育の政策とその特質—社会的排除と社会的包摂の概念に着目して—」 東北大学『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第53集・第2号、76頁。

貧困は因果関係で社会的排除と結びついていると考えられる。

社会的排除という概念はフランス生まれとされる。それは、1980年代にECによって議論がなされたが、その議論の焦点は「貧困」に終始した<sup>(45)</sup>。その議論は、やがて社会権と関連付けられて、社会的排除の3つの論点が明らかにされた<sup>(46)</sup>。すなわち、第一に結果のみならずプロセスも視野に入れなければならないこと、第二に問題を所得に限定せずに社会の多次的に言及すること、第三に権利やアクセスからの排除である。したがって、以上の論点から考えると、社会的排除の現象は、労働領域だけでなく、住宅や教育、医療、社会サービスといった領域にもその原因があるとされ、これに加えてシティズンシップが強調される<sup>(47)</sup>。

1993年11月欧州委員会の公表した「ヨーロッパ社会政策グリーンペーパー：EUの選択」では、新たなヨーロッパの社会モデルの模索の試みとして問題意識の提起という形で、大まかな方向づけを提示した。その中でも、以下のように社会的排除のことが記述されている<sup>(48)</sup>。

「貧困は昔からある現象であるが、ここ十五年間、社会的排除という構造的問題が注目されている、問題は単に社会の上層と下層の不均等にある

---

(45) 佐藤進・濱口桂一郎「特別対談 EUの雇用・社会保障政策と日本へのインプリケーション～EUは今何を目指そうとしているのか～」『総合社会保障』6月号。http://homepage3.nifty.com/hamachan/shahoshinpo0.html (2013年1月8日) この対談において、濱口氏は、「最近EU諸国すべてで社会的排除という言葉が流行語になっているのですが、ここでの問題意識は、今までのように貧困が問題なのではない。むしろ貧しさよりも、社会からのけ者にされていることが問題なのだという見方です。」と述べている。加えて、EUの社会政策のグリーンペーパーを取り上げ、その中には「問題は、単に社会の上層と下層の不均等にあるのではなく、社会の中にいるべき場所がある者と社会からのけ者にされてしまったものとの間にあるのだ。」という内容があり、それをEUの社会政策の基本的理念だと紹介している。また、同誌で、2000年に出されたという「社会政策アジェンダ」には、社会的包摂という方向性に、市民社会を政策決定プロセスに巻き込んでいこうという方向に重きが置かれていること、さらに雇用対策にかかわる記述が見られ、そこには就業能力、起業家精神、適応能力、機会均等という四つの柱を雇用戦略として掲げられていることをも、紹介している。

(46) 吉原美那子、(2005)「イギリスにおける包摂的教育の政策とその特質—社会的排除と社会的包摂の概念に着目して—」東北大学『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第53集・第2号、77頁。

(47) 中島恵理 (2005)「EU・英国における社会的包摂とソーシャルエコノミー」『大原社会問題研究所雑誌』、No. 561、法政大学大原社会問題研究所、13-14頁。

(48) 濱口桂一郎 (2001)「ニュー・ヨーロッパへの新展開～変貌するヨーロッパの雇用・社会政策～第1回 社会的排除との戦い～EUレベルの政策展開」『総合社会保障』8号、社会保険新報社。

のではなく、社会の中にいるべき場所のある者と社会からのけ者にされてしまった者との間にあるのである。

社会的排除は単に所得が不十分だということではない。職業生活への参加ということだけでもない。それは住宅や教育、医療、サービスへのアクセスといった分野で顕著である。単なる不平等ではなく、分断された社会という危険を示唆しているのである。排除された者の怨恨は暴力や麻薬、ひいては人種差別主義や政治的過激派の温床となる。」

EUは、「社会的排除」を、貧困、生涯教育の機会や基本的能力の欠如、差別のために社会参加ができず、社会の隅に追いやられていく個人の過程で「社会や地域コミュニティの活動だけでなく、雇用、収入、教育機会が得られなくなっていくことを指す。社会的排除の状態では日常生活に影響を与える意思決定に関与する機会が少なく、無力感ゆえに参加できない状態」と定義している<sup>(49)</sup>。

近年日本でも「社会的排除」と「社会的包摂」という用語が登場する場面が増えたが、その用語の説明や意味を紹介するものは少ない。特定のNPOやその課題に携わっている人々が発する、ごく限られた用語であることには変わりがない。そんな用語に筆者が取り組みかけた頃、「反貧困ネットワーク事務局長」の湯浅誠は以下のような文章を記述した。少し長くなるが、わかりやすさに努めて書かれており、本稿を作成した筆者の想いが伝わるように思うので、略すことなく記すことにする<sup>(50)</sup>。そうすることで、私たちの周囲にある意外に身近な課題であることを指摘し、本稿のまとめとしたい。

月並みな表現だが、人生は障害物レースのようなものだ。スタートダッシュでつまずくこともあれば、途中でつまずくこともある。つまずけば野次が飛ぶ。それでもゴールに至ればいいが、ゴールにたどり着く前にへたりこんでしまう人たちも出てくる。

---

(49) 中島恵理 (2005) 「EU・英国における社会的包摂とソーシャルエコノミー」『大原社会問題研究所雑誌』、No. 561、法政大学大原社会問題研究所、12頁。

(50) 湯浅誠 (2012) 「公表によせて」『社会的排除にいたるプロセス～若年ケース・スタディから見る排除の過程～』社会的排除リスク調査チーム。

どうすれば障害を乗り越え、つまづくことがあってもゴールに至れるのか。日々の鍛錬とあきらめない気持ちだ、と言われる。たしかに。では、日々の鍛錬とはどうすればできるのか。あきらめない気持ちはどうすれば育つのか。それが「社会的排除」の問題だ。

排除には、排除する側と排除される側がいる。多くの場合、排除する側に悪意はない。結果としてへたりこんでしまう人が出てくるだけだ。そのとき「社会が悪い」と言われても、多くの人にはピンと来ない。「他人のせいにしてもゴールまでたどり着くエネルギーは出てこないだろう」と思うからだ。だから問いは、すべての結果を自分で引き受けられる強い個人を、社会はどうやったら育てることができるのか、と立てる必要がある。

そのとき、私たちの答えは逆説的な色彩を帯びる。「弱い個人を包み込めるような社会でこそ、実は強い個人が育つのだ」というものだからだ。この理念を「社会的包摂」と言う。弱さを弱さとして認めてしまったら、その弱さは弱いままに止まってしまうのではないかと、多く人は心配する。しかし実は、弱さを弱さとして認めることは、とても勇気のいることで、それは強くないとできない。認められないことを否認と言う。否認は人間の弱さに基づく心の働きである。

このとき、認める主体は「社会」である。そして社会は、私たち諸個人で構成されている。だから社会的排除は、私たち諸個人が自分たちの弱さを認められないという弱さの結果として生まれる。したがって社会的包摂の出発点は、社会的排除の問題に排除される側の問題としないところにある。

政府は、しばらくの間、何度もこの出発点に立とうとして、立ち切れないできた。本報告書も、これまで数々なされてきた出発点に立とうとする試みの一つだが、これをもって決着するとは、残念ながら思えない。

しかし、それはあたりまえのことだ。弱さを弱さと認めることは、とても勇気がいる、難しいことなのだから。簡単にできることならば、そもそも問題はここまで深刻化していない。現状とは巨大な過去の総和であり、未来とは巨大な過去の総和である現状に今加えたものの総



和である。

だから、打ち込み続けることに意味がある。変わらないように見えて、それだけが変化をもたらす。社会的包摂は、まず社会的排除を認められない社会の弱さを弱さとして受け止めるものでなければならない。